

議員提出議案第 1 1 号

琴浦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 2 6 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	山 本 秀 正
賛成者	同	井 木 裕
	同	桑 本 始
	同	前 田 智 章
	同	手 嶋 正 巳
	同	小 椋 正 和
	同	川 本 正 一 郎
	同	桑 本 賢 治
	同	澤 田 豊 秋
	同	押 本 昌 幸
	同	川 本 善 孝
	同	田 中 肇 子
	同	谷 田 順 子
	同	小 椋 憲 浩
	同	金 光 敦

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

# 提案理由説明

琴浦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案理由説明を行います。

## 1 条例制定理由

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

## 2 制定の概要

第1条では、この条例の目的を、琴浦町議会議員(以下「議員」という。)が琴浦町に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものと規定しています。

第2条では、報告の事項等を規定しています。

第3条以降については、報告一覧の作成方法及び公表等についてそれぞれ規定しています。

## 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしています。

## 令和5年琴浦町条例第 号

### 琴浦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、琴浦町議会議員(以下「議員」という。)が琴浦町に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

#### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における琴浦町に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる請負ごとの総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

#### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。